

役員報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人高知県建設業協会（以下「協会」という。）の定款第18条の規定に基づき、役員及の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本協会は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には、賞与を支給しない。
- 3 常勤役員の退職時に退職慰労金を支給することとし、その額の算定については別に定める職員を対象とする就業規則に準ずるものとする。
- 4 非常勤役員の退任時に退職慰労金を支給することができる。支給する場合の額については、10万円を限度とした基本金額に在職年数を乗じて算定することとし、基本金額は、その都度、理事会の議決により決定するものとする。

(報酬の額の決定)

第4条 常勤役員は年額とし、別表第1「常勤役員俸給表（年額）」のとおりとする。常勤役員個々人の報酬年額は別表第1「常勤役員俸給表（年額）」のうちから、理事会の議決により決定する。

- 2 非常勤役員は日額とし、別表第2「非常勤役員俸給表（日額）」のとおりとする。非常勤役員個々人の報酬日額は別表第2「非常勤役員俸給表（日額）」のうちから、理事会の

議決により決定する。

(報酬の支給)

第5条 常勤役員報酬は年額を12カ月で割り、毎月支給することとし、支給日、支給方法並びに控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする就業規則に準ずるものとする。

(費用)

第6条 役員がその職務の遂行に当たって負担した費用は、実費額相当を限度として支給することができる。また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給することとし、その額は別に定める職員を対象とする就業規則に準じて算定する。

(公表)

第7条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、総会の議決により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人高知県建設業協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則（一部改定）

この規程は、平成25年5月20日から施行する。

別表第 1

「常勤役員俸給表（年額）」

号俸	年額
1	無報酬
2	2,400,000
3	3,000,000
4	3,600,000
5	4,200,000
6	4,800,000
7	5,400,000
8	6,000,000
9	6,600,000
10	7,200,000
11	7,800,000

別表第 2

「非常勤役員俸給表（日額）」

号俸	日額
1	無報酬
2	2,000
3	3,000
4	4,000
5	6,000
6	8,000